

# 就学前教育から大学までの「教育の支援」 - 子どもの貧困の解消のための対策・指標・論点 -

日本大学文理学部 准教授 末富 芳

1. 可能な限り早期からの就学前教育の保障
2. 「貧困対策のプラットフォーム」としての公立小中学校と自治体・学校間格差の解消
3. 学校教育と学校外教育との連携による子どもの学習支援
4. 高校進学後の就学維持とドロップアウト防止
5. 専修学校・大学進学に対する給付型奨学金等を通じた「機会の均等」保障

## 子どもの貧困対策の推進に関する法律<平成25年法律第64号> (概要)

平成25年6月19日成立/平成25年6月26日公布/平成26年1月17日施行

### 目的

○ この法律は、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする。

※ その他、基本理念、国の責務、地方公共団体の責務、国民の責務、法制上の措置等及び対策の実施の状況の公表について規定

教育の機会均等→**形式的平等**（原則にもとづく一律的な平等を保障すること：義務教育制度、高校授業料無償化、日本学生支援機構貸与奨学金等）

「子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない」環境の整備→**実質的平等**（個別の条件に応じた処遇をすること：貧困状態にある子どもたちを「区別」して学習支援や進路支援等の必要なサービスやサポートを保障すること、成績や就業といった**結果の平等**の保障も重視。）



就学前～大学までの「教育の支援」において、「子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることのない」環境=**実質的平等の実現**のために、必要な対策および関連する指標を具体的に整理する。

※日本国内の子どもの貧困に関する個票を用いた実証的研究は限られた状況であり、海外データのエビデンスにもとづく指標等を提示している場合もある。

# 1.可能な限り早期からの就学前教育の保障

## 対策

- 生活保護・困窮世帯、シングルペアレント世帯の実態に応じて可能な限り早期の保育園・幼稚園等での就学前教育の保障（就園促進の働きかけや相談含め）
- 保幼小連携による早期からの子どもの指導、家庭支援の充実  
（すでに指導要録の連携は進展、障害の早期発見や発達相談の促進の連携、貧困家庭で不足しがちな生活習慣の確立、遊び・読書経験等の充実やサポート等）

## 指標

- ・生活保護・困窮・ひとり親世帯の保育園・幼稚園への就園率
- ・要保護・準要保護率の高い小学校区における保幼小連携の取組状況

## エビデンス (現時点)

- 教育に対する投資の中で就学前教育の収益率はもっとも高い。  
Carunero&Heckman(2003)
  - 子どもの貧困経験は大卒となる確率を20.8%押し下げ、成人後の貧困状態に陥る可能性を4.0%高める。  
Oshio,Sano,and Kobayashi(2010)
    - ・保幼小連携の推進によって小学校のテストスコアは上昇するが、その前提は生活習慣や生活体験等の改善、保護者の巻き込み（落書き消しや机修繕等）
- 資料1.1  
「金川の教育改革」編集委員会 (2006)

